

黎明だより



9月定例会にて

平成二十九年九月定例会が、九月七日〜二十八日まで開催されました。
私は、九月二十二日に予算委員会の質疑に登壇しました。お忙しい中、傍聴においでくださった皆様ありがとうございます。
今回は

一 水環境
二 北朝鮮のミサイル関連
について質問しました。
今回は、予算委員会の質疑ということで少ない項目をより深く聞くことを心がけました。
前回の黎明だよりでも書きましたが、この質問により危機をおおる意図は全くありません。今、取り上げるべき、地域の住民の安全・安心の周知・啓発や対応方法について、しっかりとしてほしいという思いです。
県政に対する疑問や要望、議会を取り上げてもらいたいことなどお気軽に事務所までご連絡をいただければ対応させていただきます。

北朝鮮のミサイルについて

前回の六月議会でも、北朝鮮の弾道ミサイルを念頭に置いた質問をしました。弾道ミサイル発射や六回目の核実験など、予断を許さない状況が続いていることから、再び、県のミサイルへの対応について取り上げました。

先月、輪島市で、国や県・市が共催で弾道ミサイルが飛んできたことを想定した避難訓練が行われました。そこには、訓練が行われた地区の小中学校も参加し、輪島市内の他の小中学校・一部の保育園も、この訓練に連携して自主的に避難訓練を行いました。

全国的に、子どもたちの訓練参加は行われているようですが、子どもたちの不安を払しょくしながら万が一の時に行動できるようにしてほしいと思います。

【〇質問と●答弁の要旨】

〇訓練に参加した子どもたちの感想や反応は？不安を感じた子供たちはいなかったのか？

●訓練を実施した学校関係者からは、「事前に生徒や児童に十分説明したことから、動揺することはなかった」「不安を感じている様子はない」と聞いている。

(ひとこと)

訓練により、子どもたちの不安を感じさせることを心配する意見もあります。そういった不安をできるだけ払しょくして安全を確保できるようにすべきです。火事や地震での身を守る行動と、同じところや違うところを理解してもらうことが必要だと思えます。

〇県内の公立学校において、弾道ミサイルを想定した避難訓練も、通常行っている地震などを想定した訓練のように行えばどうか？

●弾道ミサイルを想定した避難訓練の手順を各学校に改めて周知したうえで、地方自治体の危機管理部と連携した避難訓練を行うよう指導した。

(ひとこと)

最近の状況を考えると、学校でもミサイルの訓練を行った方がいいかと思いましたが、文科省から県教育委員会に、「自治体の危機管理部と連携した避難訓練を推進すること」という事務連絡が出されています。その際も、子どもや保護者を必要以上に不安にさせないように配慮するようにという内容の記述もあります。

水環境について

以前から取り上げられている水環境ですが、県庁の組織改編により四月から複数の部局による管轄に変わりました。そこで、部局が変わっても、しっかりと施策を推進してほしいという思いで質問しました。

特に、法律で決まっている浄化槽の維持管理の検査（二条検査）を受検拒否する方がいる問題への対処を質問しました。

受検しない方には、県が指導や命令でき、命令に従わなかった場合は、罰則（三十万円以下の罰金）まであります。

県には、受検をしている方が不公平を感じないように、少しずつでも解決に向けて対応していただきたいとこれからも要望していきます。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「アラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集
行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
http://www.kokumehogo.go.jp/shiryu/hogo_manual.html

速くミサイル落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

↑国のHPより。県としても、いざという時の動き方を周知する要があります



県のHPより。8月に輪島市で行われた弾道ミサイルを想定した避難訓練の様子



■7条検査

浄化槽の使用開始後3ヶ月～8ヶ月の間に受けていただく検査です。

設置の状況や設備の稼働状態をみる「外観検査」、水質の測定により浄化槽の動きが正常かどうかをみる「水質検査」、適正に設置されているかどうかをみる「書類検査」を行います。

■11条検査

7条検査と同じような内容ですが、その後保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の動きが正常に維持されているかを検査します。

↑石川県浄化槽協会 HP より

県議会海外視察(シンガポール・ベトナム)

七月九日(十三日)まで、県議会の海外視察団の一員として、シンガポールとベトナムを視察し、県議会での議論や提案をするために、現地の県産品の取り扱い状況や県内企業の現地での活動状況などを直接見聞きしてきました。

現地のスーパーマーケットやデパートでの県産品の取り扱い状況、各国からの石川県への観光客の誘致の可能性について調査し、ベトナムでは現地に進出している県内企業の工場見学など、幅広い分野のことに触れることができました。

私としては、両国とも訪れるのは、初めてでしたので、色々な面で非常に勉強になりました。

ちなみに、我々の視察が行われた次の週に谷本知事が、シンガポールで行われる県産品の商談会を訪れています。執行部が見聞きしたものと同じものを見聞きしたことで、問題意識も共有しやすくなるので、議会での議論もしやすくなるかもしれませんね。視察の成果を活かしていきます。

視察の報告書は、県議会で公開されています。



目指せ 地域と行政のパートナー



子どもたちに千里浜海岸のことを説明する『千里浜教室』の講師



お勉強の前には地引網体験も



道の駅のと千里浜の竣工式に出席



新しく羽咋市議となられた石井市議と子育てや福祉の施策について意見交換し、様々な課題について再認識しました。様々な世代の声を県政や市政に反映すべく、これからも意見交換しながら、しっかりと連携していきたいと思えます。



石井市議と共に市内保育所の前で課題について意見交換。施策提案の新しい視点やヒントをもらえました。

☆この他にも、各種議員研修への参加や、県戦没者慰霊式、能登総合開発協議会の中央省庁への陳情活動に参加しています。

地域のイベントや街中で本吉に会った時には、気軽にお声かけしてください。そういったご縁を大切にしていきたいと考えています。

議会以外でも活動しています。このような活動については、しっかりと実のある活動しているのか、住民としては関心のあることであろうかと思えます。これらの活動で見聞きしたことや勉強したことについては、ご要望があれば報告会などを行い、お伝えしたいと思えます。

そこまでかしまったものでなくても、本吉事務所『みやげ話』はいつでもさせていただけます。お気軽にお立ち寄りください。本人不在の場合もごさいますので、本吉に直接お話された場合は、事前に事務所まで連絡していただくとうれしいです。より良い地域を作るために皆さんの御意見をお願いいたします。



本吉きよと HP では、今回の内容もさらに詳しく、本人の思いもさらに熱く載っています！
アドレスはこちら → k-motoyoshi.jp

質問への要望や、県政に対する疑問がありましたら、本吉きよと事務所までご連絡ください。それらを調査し応えていくことを議員活動の基本としています。

本吉きよと事務所
〒925-0035
羽咋市本町コ 129-1
坂本ビル
TEL : 0767-22-0557
FAX : 0767-22-0655

